

倫理、倫理学、倫理的なるもの

品川哲彦

昨秋、本大会共通課題の実行委員から報告予定者に三つの問いが出された。倫理学の reality をどこに見出しているか。当の reality に対して、自分がどのように哲学的／倫理学的に関わってきたか。その関わりが、まさに哲学者／倫理学者としての関わりである理由は何か。以下、それに対する回答を順に三節に分けて敷衍し、大会報告の要旨とする。

一 倫理の reality と倫理学の reality

倫理学は規範と価値に関わることがらを対象とする。この分野で「現実 (reality)」という語が使われるとすれば、どういふことを意味しているのだろうか。ある事物が現在あるとありの状態となるための 物理的、化学的など自然科学によって説明しうる、つまりは 自然的な性質ないし条件を real と呼ぶことがある。語源ごおりの意味での real (物の) である。同様に、あるできごとが結果として生じるのに寄与した自然的条件も real といえるだろう。G・E・ムーアが二つの形容詞「よい」と「黄色い」とを比較して指摘したとおり、価値や規範を

表わす語は自然的性質とは別の何かを指している。ムーアの結論には賛同しないとしても、この指摘は妥当である。だから上の意味での reality は倫理学の問題ではない。しかしまたある事物、できごと、行為について、そう考えなくてはそれのもつ意味がまったく変わってしまうような核心部分を、その事物、できごと、行為の reality、だと言い表わすこともある。たとえば、殺人という語は事実を伝えるだけでなく、評価を含んでいる。だから、ある行為を殺人と呼ぶか呼ばないか(たとえば、殺人と呼ばずに安楽死と呼ぶか)という問いには、倫理的観点からみたその行為の reality が懸かっている。倫理に関して reality という語を使う文脈のひとつは、この価値認識に関わる場面である。そしてまた、価値や規範は指令を含んでいる。その指令のなかに含まれている、現状を変えるように働きかける力、新たな現実を生み出す力についても real と呼んでよいだろう。この文脈でも、倫理に関して reality という語を使うことができる。

だが、それでは、このもうひとつの意味の reality はどれほど共有されうるものなのだろうか。同一の事態について倫理的観点からみて相反する評価を下す相手に対して、こちらの見方を real なものとして体得させること、こちらのめざしている方向に動機づけること、つねにそれに成功するとはかぎらない。もつ reality を競合する論者に対する説得効果で測るなら、この意味での reality はあまり共有されるとはいえないかもしれない。

とはいえ、この基準は、相手を説得してある特定の倫理観、倫理論に賛同させることに照準を定めて設定されている。

私は「*倫理の reality*」と「*倫理学の reality*」を区別したい。特定の倫理規範の再生産・補強・説教を倫理と呼ぶなら、説得力で計れるのは倫理の *reality* にほかならない。しかし、異なる価値認識、現状改革への動機づけが語られる際には、相手を説得する以前に、既存の妥当してきた倫理、あるいはまた、これから流通すべく唱道されている倫理の根拠、基礎づけに対する異議申し立てが含まれている。この異議申し立てのもつ力を倫理学の *reality* と呼んでおく。すると、倫理学の *reality* は問いかげのもつ衝迫力、鋭さによって計られることになる。

倫理学の *reality* と倫理の *reality* とをこのように区別するのは、ひとつには、私が倫理学を哲学の一部とみなしているからだ。自明の事柄を根本から考えなおす点に、哲学の *reality* はある。そこからすれば、デカルトが説いたように、社会生活を支え、規範を再生産する倫理は、哲学の徹底した懐疑に曝されるべきではないのかもしれない。けれども、これまで流通してきた倫理規範の妥当性を疑問視したり、新たな内容の倫理の基礎づけを試みたりするときに、自明の事柄を根本から考えなおす哲学的態度が働いていることは疑いえない。

しかし、倫理学の問いを発する引鉄は哲学的関心だけにかぎらない。流通する倫理的言説に含まれている反倫理的含意に私たちが疑いを向けるのは、そこで損なわれているもの、看過さ

れているものを回復しようという倫理的関心からだ。この促す力を、先述の倫理の *reality* と区別して、倫理的なるもの (*the ethical*) の *reality* と呼んでおく。この点も、前者はある特定の倫理 (*an ethic*) の効力を指しているにすぎないが、後者は、必ずしもある特定の倫理論を唱道するに至るとはかぎらなくとも、ともかくも倫理的な欠陥を嗅ぎつけ、それに苛まれ、そのままにしておくことができない感受性を指しているからだ。

二 倫理的に尊重すべき範囲とその外部

この意味での倫理学の *reality* が最も強烈に意識されるのは、倫理的に尊重すべきとされる範囲とそこから外れたものとの関係についてである。世界のなかのある特定の種類の存在者を倫理的に尊重すべきものと認めるには、相応の基準がなくてはならない。その基準は当該の倫理論の根拠、基礎づけと対応している。単純化していかならう。たとえば、自律の侵害を最大の悪とみなす倫理理論では、自律する存在者、人格が尊重すべき対象であり、苦の増大を最大の悪とみなす倫理理論では、感覚能力をもつ存在者が尊重すべき対象である。それぞれの倫理理論に従うかどうかは、先の区別でいえば、当該の理論の倫理の *reality* に懸かっている。これに対して、倫理的に尊重すべき根拠として、自律を挙げるのは適切か、感覚能力を挙げるのは適切かと問うのが、倫理理論についての考察、つまり倫理学の

realityである。この問いは、つきつめれば、自律であれ感覚能力であれその他の根拠であれ、その根拠によって倫理的に尊重すべき範囲を画定することがそこから外れる存在者に対して不正を犯しているのではないかと問うことにほかならない。だが、問われている倫理理論の側からすれば、この疑問は不合理にすぎない。その理論によれば、尊重すべき範囲の外部に対して尊重すべき対象と同じ扱いをしないことこそがそれぞれの分に応じた倫理的な処遇だからだ。その理論にとって、疑問を投じる側はよくしても義務を超えた行為 (supererogation) を要請しているか、悪くすると単なる感傷に訴えているようにみえる。しかし一方、こうした疑問のなかに、当該の倫理理論では救いきれない、あるいは、看過されている倫理的に配慮すべき事柄へと注意を促す倫理的なるものが働いている場合もあるのだ。

私がこのような考えを進めてきたきっかけは、環境倫理学や生命倫理学のなかでとりあげられる問題だった。たとえば、倫理的指針の決定にあずかる権利を現存する人格だけに認めるなら、未来世代の人類と自然は外部となる。未来世代の利益を主張する種類の環境倫理理論や生態系の利益を主張する種類の環境倫理理論はここに異議を唱える。生命倫理学から例をひけば、自己決定能力の所有者を尊重すべき対象とすれば、インフォーマド・コンセントができない存在者への対応が争点となる。

ある存在者を尊重すべき範囲の外部におく倫理理論は、その尊重すべきとする範囲の内部で不正義を犯しているわけではな

い。その内部では、原則的に、すべてのメンバーが平等に配慮される。外部に対してさえ、配慮が払われないわけではない。

討議倫理学に立脚する未来倫理では、未来世代や自然への配慮は現在世代によってとりつがれて現実的なコミュニケーション共同体の討議に付されることができるとし、胎児自身の利益をいかに厳格に否定する種類の生命倫理理論でも、胎児の親によって胎児の生命は守られる。ただし、それはあくまで現在世代や親という内部のメンバーを媒介してのことである。というのも、権原をもち、権利を有し、それゆえ平等に扱われる正義の恩恵に浴すのは内部のメンバーだけだからだ。こうしたシステムは配分の正義を実現するのに役立ち、したがって、配分の正義が求められている問題の解決が、いかに難しくとも、期待できる。

たとえば、現在世代は未来世代のためにどれほどの自然資源を節約すべきか、あるいはまた、意識を永久に喪失した患者にどれほどの医療資源を割いて治療を続けるべきか、といった問題は、現在世代が先行世代から受け継いだ自然資源をどれほどに見積もるか、意識を喪失する以前にその患者が医療資源にどれほど寄与してきたか、などの算出しがたい難題が控えているにしても、分相応の扱い (deserving)、権原、権利、正義といったことばを用いて考えられる。指針を決める際の意見の相違は、最終的には、メンバーが共有するルールによって調停されるはずである。倫理的に尊重すべきとされる存在者の内部の、デリダの表現を借りれば、家の法、オイコスノモス、オイコノミ

ア、つまり経済の次元に問題が引き移されるのである。

こうした種類の倫理理論に対する異議申し立てとして私が目下研究しているのは、対等な関係ではなく力の不均衡にもっと責任を倫理の基底においたヨナスの責任原理、人間は独立して自足して生きられるものではなく関係のなかでのみ生きられると主張するケアの倫理である。現存する人間だけを尊重する倫理理論からは、未来世代が存在すべきだと必然的根拠をもって導出できるか、疑わしい。だが、未来世代は道德共同体の存続に不可欠である。責任原理は未来世代と自然に対する配慮を、ケアの倫理は自律的ではない存在者への配慮を説くものである。それについてはここでは立ち入れない。別稿に譲る。いずれにしても、これらの倫理理論では、配分の正義が最優先の倫理的課題ではない。したがって、倫理的問題を考えるのに、分相応の扱い、権原、権利、正義とは別のことを留意しなくてはならない。責任、ケア、ニーズなどがその例である。だが、倫理的配慮が無限の外部に広がるわけではない。尊重すべき範囲とその外部の間の線引きに疑問を投じるのは、その線引きの根拠を虚妄とみなし、したがって線の両側に何かしら同質性を見出しているからだ。責任、ケア、ニーズという観念を支えているのは、私見によれば、私たち生きている者の傷つきやすさに対する認識である。これらの観念の射程はそれに応じて決まる。私たちのなかの倫理的なるものがこの認識に根ざしているなら、責任原理やケアの倫理は倫理としての reality をもつ。逆の可

能性もある。競合する主張の調停のみが倫理の任務だとするならば、正義に依拠する倫理のみが倫理としての reality をもつ。だとすれば、倫理学の reality は競合する倫理が reality を競うせめぎ合いのなかに宿り、その背後には、倫理的なるものとは何かという問いへの答えの帰趨が賭けられていることになる。

かつて人格が鍵概念だった生命倫理学において、最近、人間の尊厳や生命の神聖が再考されつつあるのは、脳死や安楽死からクローンやヒト胚の研究利用に主題が移ったからではあるが、それとともに、権利、正義から人間の自然的側面すなわち身体の傷つきやすさへと関心が推移したことを示している。

以上の私の考えが応用倫理学の問題を端緒としたことは偶然にすぎない。私は応用倫理学こそが倫理学の reality に通じる道であるなどと主張するものではない。たとえば、人類の存続の倫理的根拠は、カントが自殺を普遍的道德法則に照らして考察したときにも、教父哲学者たちが結婚の是非を論じたときにも、すでに視野に入っていたらう。これらの先例もまた、生命の維持を自明とみなす常識を問いなおし、結婚と生殖を自明とみなす常識を問いなおす点で、当然、倫理学の reality を帯びている。ただ応用倫理学の問題が違うのは、現在、人類の絶滅が核戦争や環境危機のために現実にあつてきたことだ。ただし、それは事実問題のもつ reality である。事実問題のもつ reality がそのまま倫理学の reality になるわけではない。応用倫理学の研究者がそこを混同しているとすれば、非難されるべきであ

る。しかし一方、倫理が生活に関わる以上、事実問題のもつ reality は倫理学にまつてやうでもないものではない。

三 倫理学者「コーディネーター」説について

上述の意味での倫理学の reality に哲学者・倫理学者が寄与するのは、倫理理論の基礎づけの吟味、その前提となる作業としての概念分析、以上の作業と平行して進められる倫理的なるもの理解を通じてである。

一九九九年の本学会大会共通課題「二〇世紀 倫理学への問い」の報告者として、私は、具体的な社会問題に対して哲学・倫理学の研究者がどのように寄与できるかという問いに対して、コーディネーターとしての役割をもって答えとした。私の関心は、二〇世紀前半、とくに英米圏で強力であった情緒説やそれに代表される「メタ倫理学のみが学としての倫理学たりうる」という批判に、二〇世紀後半に興隆した応用倫理学に関わる者がどう答えうるかという点にあった。たとえ倫理学者が具体的に指針を示すことを社会から期待されているとしても、二〇世紀前半に強力だった倫理学の自己理解からすれば、倫理学者は道徳の権威ある専門家ではなく（というよりも、そもそも道徳については権威ある専門家は存在せず）したがって、倫理学者に指針を率先して垂れる資格はない。複数の分野から出てくる主張を共通の討議の場に的確にとりつぐコーディネーターの役割

を果たすべきだというのが趣旨だった。コーディネーターというと、何か会合のような席で司会や調整役をこなすように聞こえるが、人びとの思いを的確に表現することはを探り当てる共同作業のなかで、倫理的含意を含むことばについて他のメンバーよりもその歴史的形成や使い方を知っている専門家として、議論のなかで使われることばの意味を問いなおしたり、ときには言いかえを提案し、他のメンバーの意見を尋ねたりしながら、相互の理解を形成していくのに寄与するという意味である。

だが、そうした作業は哲学者・倫理学者でなくても、法学者やその他の知識人でもできるのではないか。ある程度はそうだろう。しかし、法学、政治学、経済学などにはそれぞれの学に独自の所与や前提がある。それを表現するジャーゴンゆえに、これらの学の専門家は共通の討議の場と呼ばれる場合もある。それにひきかえ、たとえば、権利、正義、責任、ケア、ニーズなど先に述べた用語をみても、倫理学に独自のジャーゴンではなく、他の学問分野にも使われ、何よりも日常生活のなかで使われている。倫理学者がこれらのことばについての専門知識をもっているとすれば、その任務はこれらのことばの厄介きまわる多義性を整理し、日常生活のなかで発揮される道徳感覚となげる役目を果たすことだろう。倫理的なるものは哲学者・倫理学者の占有物ではない。ただし、倫理的なるものがある倫理理論に疑問を投じるときに、その疑問を論理的に明確、的を射たものに仕立て上げるのは、哲学者・倫理学者の仕事である。